



報道発表資料の配付日時 9月14日(火) 10時00分

発表項目 (行事名)	地域商業ウィズコロナ対策支援事業の追加募集の開始について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>道では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、地域の商工団体等が実施する感染症対策や感染拡大防止に配慮した販売促進活動等の取組を支援する「地域商業ウィズコロナ対策支援事業」の追加募集を、9月15日(水)から各(総合)振興局で開始します。</p> <p>1 事業主体 (1) 法人格を有する商店街振興組合、事業協同組合、商工会議所、商工会等 ① 構成員数、会員数10者以上(申請日時点) ② 構成員・会員数の7割以上が中小企業・小規模事業者 ③ 参加構成員は同一の市町村内の事業者で構成 ※組織内青年部・婦人部等は対象外とする (2) 法人化されていないが上記に類する組織 ・上記(①～③)の要件に加え、設立して1年以上経過しており、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行えること ※今年度、既に同事業の交付決定を受けた方は、対象になりません。</p> <p>2 対象事業 感染拡大防止に係る消耗品等の購入やイベント開催など販売促進に係る取組に対して支援します。</p> <p>3 補助内容 補助率：4分の3以内 補助上限：1団体当たり100万円 実施期間：令和3年7月1日～令和4年1月31日</p> <p>4 募集期間 令和3年9月15日～令和3年10月29日 ※(総合)振興局必着 ※先着順です。(採択予定件数：35件程度) 予算の上限に達した場合は、募集期間内でも受付を終了します。</p> <p>詳細は別紙のとおり</p>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い	積極的な報道をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	経済部 中小企業課(担当者:杉田) TEL ダイヤルイン 011-204-5341 内線 26-607		
-------------	---	--	--

【追加募集】地域商業ウイズコロナ対策支援

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、地域の商工団体等が実施する感染症対策や感染拡大防止に配慮した販売促進活動等の取組に対して支援します

対象実施主体

- ①法人格を有する商店街振興組合、事業協同組合、商工会議所、商工会等の組織
 - ・構成員数・会員数 10 者以上（申請日時点）
 - ・構成員・会員の7割以上が中小企業・小規模事業者（申請日時点）
 - ・参加構成員は同一の市町村内の事業者等で構成すること
 - ※組織内の青年部、婦人部等は対象外とします。
 - ②その他法人化されていない上記①に類する組織
 - （①の要件に加え）
 - ・設立して1年以上経過していること（申請日時点）
 - ・規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行えること
- ※今年度、既に同事業の交付決定を受けた者は、対象になりません。
 ※実施主体要件の詳細は下記ホームページ「手引き」をご確認ください。

対象事業

事業主体が行う感染拡大防止及び販売促進に係る取組に対して支援します。

- 《例》
- ・感染予防：マスク・消毒液・体温計・清掃器具等の消耗品の購入等
 - ・販売促進：販促チラシ・ポスター作成、感染対策を万全にしたイベント開催等

補助内容

- ・補助率：3/4以内
 - ・補助上限：1団体当たり100万円
 - ・事業実施期間：令和3年7月1日(木)～令和4年1月31日(月)
- ※交付決定以前に着手した事業を対象とする場合は指令前着手の届出が必要です。
 ただし、交付決定前に事業が完了している場合は対象外です。

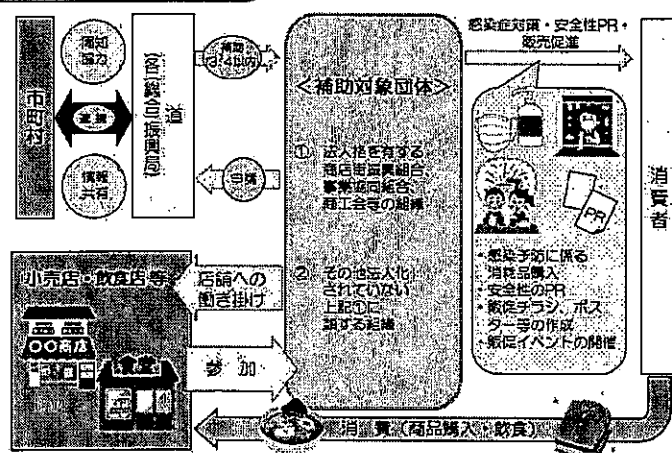
募集期間

令和3年(2021年)9月15日(水)～10月29日(金) ※（総合）振興局必着

※先着順です。予算の上限に達し次第、募集期間内でも受付を終了します。

補助金の交付を決定するに当たっては、書類による審査があります。

事業のイメージ



申請様式等

申請書等の申請に必要な様式及び交付要綱、手引き等は、北海道経済部中小企業課ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/r3with.htm>



申請先・問合せ先

○制度に関する問合せ先

	問合せ先・電話/FAX 番号	郵便番号・所在地
北海道庁	経済部地域経済局中小企業課（市場・流通） 電話 011-231-4111（代表/内線：26-631） FAX 011-232-8127	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

○申請先・問合せ先 ※申請者の所在市町村を所管する（総合）振興局になります。

総合振興局 又は振興局	申請先及び問合せ先 電話/FAX 番号	郵便番号・所在地
空知	産業振興部 商工労働観光課 電話 0126-20-0061 FAX 0126-25-9712	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目
石狩	産業振興部 商工労働観光課 電話 011-204-5827 FAX 011-232-1950	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館
後志	産業振興部 商工労働観光課 電話 0136-23-1362 FAX 0136-22-0901	〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目
胆振	産業振興部 商工労働観光課 電話 0143-24-9589 FAX 0143-24-4796	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
日高	産業振興部 商工労働観光課 電話 0146-22-9281 FAX 0146-22-7517	〒057-8558 浦河町栄丘東通56号
渡島	産業振興部 商工労働観光課 電話 0138-47-9459 FAX 0138-47-9207	〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号
檜山	産業振興部 商工労働観光課 電話 0139-52-6641 FAX 0139-52-0569	〒043-8558 江差町字陣屋町336番地3
上川	産業振興部 商工労働観光課 電話 0166-46-5944 FAX 0166-46-5208	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
留萌	産業振興部 商工労働観光課 電話 0164-42-8440 FAX 0164-42-1937	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2
宗谷	産業振興部 商工労働観光課 電話 0162-33-2528 FAX 0162-33-2629	〒097-8558 稚内市末広4丁目2番27号
オホーツク	産業振興部 商工労働観光課 電話 0152-41-0636 FAX 0152-44-3184	〒093-8585 網走市北7条西3丁目
十勝	産業振興部 商工労働観光課 電話 0155-27-8537 FAX 0155-25-7756	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目
釧路	産業振興部 商工労働観光課 電話 0154-43-9181 FAX 0154-41-0967	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号
根室	産業振興部 商工労働観光課 電話 0153-24-5619 FAX 0153-23-6223	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地